

神戸ブランド魅力向上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸のファッション産業分野において、産業固有の課題解決や地域ブランド力向上を目的として行われる、普及啓発活動や販売促進活動、新たな製品の開発又は改良等に関する経費への補助について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ファッション産業 神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等ファッション性豊かな衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める神戸市税の滞納がない者とする。

- (1) ファッション産業に属する製品の企画又は製造を営み、神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業を主たる構成員とする団体であって、5者以上で構成されるもの。
- (2) ファッション産業に属する製品の企画または製造を営む中小企業で構成される団体であって、神戸市内に本部を置いていること、神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業が主たる構成員であること、10者以上で構成されていること、及び商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2に規定する地域団体商標の商標登録を受けていること、これらすべてを満たす団体。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が当該年度に実施するファッション産業に属する製品の普及啓発活動や販売促進活動、新たな製品の開発又は既存製品の改良等に係る事業とする。

- 2 本要綱第8条第1項に規定する交付決定前に実施した事業（当該事業年度に属するものに限る。）についても、補助対象事業に含める。
- 3 同一の補助対象者が過去3年度にわたり当該補助金の交付を受けた事業と同様の内容で補助申請する場合、新規性や新たな工夫、改善等を取り入れるよう努めなければならない。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に

係る経費のうち、消費税及び地方消費税を除き、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務委託料
 - (2) 出展費
 - (3) 会場借料・賃借料
 - (4) 会場整備費・改装費
 - (5) 運送費
 - (6) 広告・印刷物作成経費
 - (7) 役務費
 - (8) 人件費（補助対象事業執行に必要な臨時的なものに限る）
 - (9) 共益費・水光熱費
 - (10) 原材料費
 - (11) 機械装置・工具器具費
 - (12) 技術・開発指導費
 - (13) その他市長が必要と認める経費
- 2 前項第10号から第12号までに掲げる経費は、新たな製品の開発又は改良に係るものに限る対象経費とする。
- 3 補助対象者の構成員に関する役務費は補助対象経費とはならないものとする。
- 4 補助対象経費について、国、地方公共団体又は公共的団体から補助金等の助成を受けるとき又は受けたときは、当該助成額を補助対象経費から控除するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、神戸市の他の補助金等の助成との併用は認めない。
- 6 補助対象事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、原則として、市内の事業者（地元企業）を対象とすること。
- 7 1 契約が1,000,000円（税込）を超える経費は、2者以上の見積の提出を要するものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助対象者に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、金1,000,000円又は支出額から収益額を減じた額のいずれか低い額を上限とする。ただし第3条第2号に定める団体が、地域団体商標のブランド力向上及び普及啓発に向けた取り組み等を行う場合にあっては、金5,000,000円又は支出額から収益額を減じた額のいずれか低い額を上限とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず当該年度の予算を上限とし、審査の上で補助金の限度額を減額して交付決定することができる。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要書（様式第2号）
- (3) 企業概要書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により当該年度の公募要領に定める申請受付期間終了後、速やかに申請者に通知するものとする。なお、第4条第3項に該当する事業は、審査の上、補助事業の採否を決定するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第18条第2項による概算払をするときは、前項第1号に掲げる補助金交付決定通知書により、概算払の時期及び金額を通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第9条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第2項による概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。なお、第3条第2号に定める団体に限り、概算払の交付請求ができるものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を概算払するものとする。

(補助事業等の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第9号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後20日以内又は市の会計年度の終了後20日以内のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第11号)
- (2) 事業の実施状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付確定通知書(様式第12号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後10日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金等の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助金規則第24条第1項に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

(努力義務)

第16条 補助事業者は、事業実施にあたり、神戸ブランドとしての認知度向上が図られるよう努めるものとする。

(成果の発表)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について、当該補助事業者に発表するよう求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(地域ブランド活性化支援補助金交付要綱の廃止)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

地域ブランド活性化支援補助金交付要綱を廃止する。なお、この要綱による廃止前の地域ブランド活性化支援補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）に基づき補助金の決定通知を受けたものについての廃止前の要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。